

郵政三事業改革に対する意見書

長引く経済不況に加え、三位一体改革による地方財政の圧迫、公共サービスのスリム化、市町村合併、また少子高齢化などで、地域社会・経済の形態が大きく変貌することが予想されます。

このような中、政府の経済財政諮問会議において2017年までに持ち株会社を設置し、窓口ネットワーク・郵便・郵便貯金・簡易保険の四事業会社に分社して民営化することとし郵政事業が民営化されれば、民間企業として利潤追求が一義的な目的となり、都市部、地方を問わず、不採算地域における郵便局の廃止、各種料金の値上げも想定され、サービス低下は明らかです。

現在も、また将来においても、郵政三事業の基礎的サービスは、国民の物流金融の生活インフラとして欠かせないものです。特に我が沖縄県は多くの離島と過疎地を抱えていることから、地域住民生活に与える影響は他府県と比較にならないほど計り知れないものがあり、離島等過疎地の郵便局が廃止、また現行サービスの低下を来すような改革には反対です。

よって、郵政三事業の改革に当たっては、地域住民の立場に立って、現在の国営公社におけるネットワークを維持・活用し、公平なユニバーサルサービスを堅持し、不採算地域における郵便局の廃止等、サービス低下を来すことがないよう、強く要請します。

あて先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
経済財政政策・郵政民営化担当大臣、
日本郵政公社総裁、環境省沖縄担当大臣

郵政事業に係る公金取扱の改善に関する意見書

地方自治法第235条第1項で「都道府県は、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。」第2項で「市町村は、金融機関を指定して、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。」としているにもかかわらず、地方自治法施行令第168条によって、「市町村は、議会の議決を経て、一の金融機関(日本郵政公社を除く。)を指定して、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。」としているため、日本郵政公社が除外されています。このため公金の支払は、官公署の指定金融機関か指定代理金融機関でしか行えず、郵便局の場合、保険料等の収納業務は可能ですが、公金の支払はできない状況にある。

郵便局は全国に多数配置され、郵便配達等のためのネットワークを有し、さらに地域住民にとって最も身近な公的機関です。とくに金融機関の再編によって郵便局が中心となった地域も生じており、中山間地域においての主要金融機関は郵便局です。

今後、金融部門についても郵貯の決済機能、資金運用機能、調達機能を活かした積極的な提携・協力体制を追究していくべきであり、地方公共団体と郵政との連携は、過疎地の郵便局存続のための大きな要因になり得ると考えます。したがって、郵政官署の窓口でも公金の支払ができるよう、国において積極的な措置を講じられるよう求めます。

あて先
内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、
参議院議長

日米地位協定の抜本的改正を求める意見書

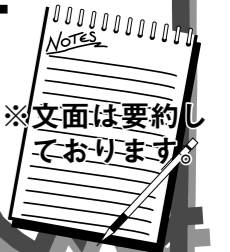
日本には、「日米安保条約」にもとづいて、米軍基地が長年にわたって駐留を続けている。これら米軍基地の多くは住民地区に隣接して存在し、航空機騒音、実弾演習にともなう被弾、山火事や赤土流出などの自然破壊、油や汚水の流出、米軍人・軍属による事件・事故の多発などの「基地問題」を引き起こし、特に沖縄県においては、国土のわずか0.6%に過ぎない狭い土地に、全国の米軍専用施設の75%(面積)が集中し、沖縄本島の20%近くが米軍基地によって占められるなど、県民は加重な負担を強いられ、米海兵隊所属の大型ヘリが、沖縄国際大学キャンパスに墜落・炎上する重大な事故も発生するなど、米軍による事件・事故が多発している。

基地の存在に起因するこれらの問題から、基地周辺住民の生命・財産を守るためには、米軍基地の整理・縮小に加え、米軍による基地の運用のあり方や米軍人・軍属の法的地位を規定している「日米地位協定」を早期にかつ抜本的に改正することがぜひとも必要である。

本議会は、米軍基地がもたらす諸問題から、住民の生命・財産と基本的人権を守る立場に立ち、政府の主張する現行日米地位協定の「運用改善」ではなく、協定の全条項にわたる見直しを行ない、抜本的な改正を行なうことを強く要望する。

あて先
内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書・決議



平成17年度地方交付税 所要総額の確保に関する意見書

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

政府・与党合意は、地方交付税の改革として、「平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。

また、「基本方針2004」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。

よって平成17年度の地方交付税は、平成16年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望する。

あて先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
経済財政政策担当大臣、自由民主党幹事長、
自由民主党政務調査会長、
自由民主党総務会長、公明党代表、
公明党幹事長、公明党政務調査会長



その他審議された意見書・陳情等

- ◆ 郵政三事業改革に対する陳情
陳情者：沖縄郵政退職者同友会
- ◆ 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める陳情
陳情者：沖縄県社会保障推進協議会
- ◆ 母子及び父子家庭等医療費助成の給付方法を償還払いから現金給付へ変更することについての陳情
陳情者：南部地区母子寡婦福祉協議会、西原町母子寡婦福祉会

採択

委員会で
継続審議